

従来ルールの徹底化の方針

令和3年4月1日現在

1. 概要

藤岡市建設工事書類簡素化要領の第3の2について、「藤岡市建設工事における提出書類一覧表」の従来ルールの徹底化の対象書類の具体的な徹底化の方針や内容を定める。

2. 対象書類の解説

【16 コリンズへの登録】

記載頁	建設工事必携（契約・仕様書編）7-68
関係基準等	群馬県土木工事標準仕様書 第1編第1章第1節1-1-1-5
内容	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・竣工・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、竣工の登録は工事完成検査後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。 ～略～ また、登録機関発行の「登録内容確認書」は受注者が保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。 ～略～
徹底	同上 適正な時期に登録されていない事例があること、また、変更登録において、工期、技術者に変更が生じた場合のみ登録のところを、請負金額のみの場合でも登録していること、及び、平成29年6月より500万以上の全ての工事受注・変更・竣工・訂正時にそれぞれ登録となったことから、改めて周知徹底する。

【18 施工状況報告書】

記載頁	なし
関係基準等	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の事務取扱要領第4条
内容	受注者は、下請負人と契約を締結したとき、法に基づく適正な施工体制を確保するため、次の書類を監督員に提出しなければならない。 （1）施工状況報告書（様式第11号） （2）施工体制台帳（写）（様式第12号） （3）施工体系図（写）（様式第13号） （4）再下請負通知書（写）（様式第14号）
関係基準等	建設業法第24条の8、建設業法施行規則第14条の2から7
内容	受注者は、施工体制台帳等に、工事現場で就労する下請負人の建設労働者について、氏名、生年月日、年齢、職種及び社会保険等（健康保険、年金保険及び雇用保険）の加入状況が記載された作業員名簿等を添付しなければならない。
徹底	同上 下請負人と契約を締結したとき、施工体制台帳（様式第12号）、施工体系図（様式第13号）を作成し、また、下請負人が再下請契約を締結したときは再下請負通知書（様式第14号）については、作成し、下請負人の工事着手前に施工状況報告書（様式第11号）にその写しを添付し提出することを周知徹底する。

【19 下請負人への通知（写）】

記載頁	なし
関係基準等	建設業法施工規則第14条の3
内容	建設業者は、作成建設業者に該当することとなったときは、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。 一 作成建設業者の商号又は名称 二 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは再下請負通知を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所
徹底	同上 下請契約があるとき、再下請負通知する場合の旨を下請負人に書面で通知し、現場に掲示することを周知徹底する。

【20 下請施工状況変更届】

記載頁	なし
関係基準等	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の事務取扱要領第4条第2項
内容	<p>受注者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、速やかに下請施工状況変更届（様式第15号）を監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 新たに下請契約を締結したとき</p> <p>(2) 下請契約を解除したとき</p> <p>(3) 請負金額を変更したとき</p> <p>(4) 既に提出されている書類に変更が生じたとき</p>
徹底	<p>同上</p> <p>下請契約の変更や追加、施工状況に変更が生じたときは下請施工状況変更届（様式第15号）を提出することを改めて周知徹底する。</p>

【22 施工計画書】

記載頁	建設工事必携（契約・仕様書編）7-67、68
関係基準等	群馬県土木工事標準仕様書 第1編第1章第1節1-1-1-4
内容	<p>1. ～略～ただし、受注者は維持工事等簡易な工事又は当初請負額500万円以下の工事については下記（6）のみ、1,000万円以下の工事については（5）（6）のみに省略することができる。</p> <p>～略～</p> <p>(3) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）</p> <p>(4) 施工管理計画</p> <p>(5) 安全管理</p> <p>(6) 緊急時の体制及び対応</p> <p>～略～</p> <p>(8) 環境対策</p> <p>～略～</p> <p>2. 受注者は、施工計画書の内容のうち（3）（4）（5）（6）（8）に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。</p>
徹底	<p>同上</p> <p>・500万円以下又は1,000万円以下の作成書類の「（5）緊急時の体制及び対応」について、「緊急時の体制」のみ提出されている事例があることから、「対応」も含めて作成することを改めて周知徹底する。</p> <p>・変更施工計画書において、（3）～（6）及び（8）に重要な変更が生じた場合は、提出することを周知徹底する。また、上記の内容以外の変更でも監督員が指示した事項については、変更施工計画書を提出することも周知徹底する。</p> <p>・監督員が指示した事項があった場合は、詳細な施工計画書を提出することを周知徹底する。</p> <p>※添付する工事打合せ書に工事現場に着手する日を記入し監督員の確認を受けること</p>

【23 工事用材料承認願】

記載頁	建設工事必携（契約・仕様書編）7-135、136
関係基準等	群馬県土木工事標準仕様書 第2編第1章第2節4、6
内容	<p>4. 受注者は、設計図書において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。</p> <p>6. 受注者は、表1-1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。</p>
徹底	<p>同上</p> <p>適正な時期に工事材料の品質等の書類が未提出の事例があることから、改めて周知徹底する。</p>

【27 設計図書の照査】

記載頁	建設工事必携（契約・仕様書編）1-23、7-66
関係基準等	建設工事請負契約約款 第18条第1項 群馬県土木工事標準仕様書 第1編第1章第1節1-1-1-3の2
内容	第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。 ～略～ 2. 受注者は、施工前及び施工中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。 ～略～
徹底	同上 設計図書の照査及び工事現場の確認をし、該当する事実があるにもかかわらず資料が未提出の事例があることから、改めて周知徹底する。

【28 起工測量報告】

記載頁	建設工事必携（契約・仕様書編）1-23、7-89
関係基準等	建設工事請負契約約款 第18条第1項 群馬県土木工事標準仕様書 第1編第1章第1節1-1-1-39の1
内容	第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。 ～略～ 1. 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工所用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。 ～略～ また受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。
徹底	同上 起工測量を実施したにもかかわらず資料が未提出の事例があることから、改めて周知徹底する。

【47 標示板及び安全施設等の設置】

記載頁	建設工事必携（契約・仕様書編）21-4
関係基準等	建設工事の安全管理に関する共通仕様書 第3章第12条
内容	受注者は、標示板及び安全施設等の設置完了時に段階確認を受けることとし、設置状況等について「土木工事写真管理要領」に基づき写真撮影し記録しなければならない。 （夜間作業を行う場合は、夜間状況の写真も提出すること）
徹底	同上 ・工事現場の見やすい場所に標示し、監督員に確認することを周知徹底する。 ・夜間作業が無いにもかかわらず夜間状況の写真が提出されている事例があることから、改めて周知徹底する。

【48 建設リサイクル法 説明書・通知書・再資源化等報告書】

記載頁	建設工事必携（契約・仕様書編）12
関係基準等	建設副産物適正処理推進要綱
内容	<p>第3章第11（2）対象建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者は、発注しようとする者に対し、少なくとも以下の事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。 ～略～</p> <p>第13（1）対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、分別解体等の計画等について、別記様式（分別解体等省令第2条第2項で定められた様式第一号）による届出書により都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に届け出なければならない。 国の機関又は地方公共団体が上記の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長にその旨を通知しなければならない。 ～略～</p> <p>第15（1）対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、以下の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。 ～略～</p>
徹底	県土整備部より平成29年3月29日付「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適切な運用の徹底について」の通知があり、建設リサイクル法に基づく手続きが適切に行われるよう、周知徹底する。

【52 残土運搬処理実施（変更）計画書、残土運搬処理報告書】

記載頁	なし
関係基準等	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の事務取扱要領第7条
内容	<p>受注者は、建設発生土の適正な運搬処理を確保するため、建設発生土を処理する前に残土運搬処理実施（変更）計画書（様式第16号）を監督員に提出しなければならない。 また、建設発生土処理後は残土運搬処理報告書（様式第17号）を監督員に提出しなければならない。</p>
徹底	<p>同上</p> <p>残土が発生した場合、適正に処理を行うため、残土搬出前に残土運搬処理実施（変更）計画書（様式第16号）を提出し、残土処理後は速やかに残土運搬処理報告書（様式第17号）を提出することを周知徹底する。（残土が発生しない場合は提出不要）</p>